

## 序文

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、円安等の影響を受けた物価高騰等により、わが国の事業者は依然として厳しい状況に置かれている。本調査会として事業者に対して金融機関が適切に対応できているか注視し、政府においても必要な取組みが行われているところであるが、社会は全体としてウィズコロナ、そしてポストコロナへと歩を進めている中、力強い経済の再生を実現していくためには、金融面からの、事業者の状況に応じた一層きめ細やかな後押しの重要性が高まっている。

また、岸田政権が掲げる新しい資本主義では、社会課題を成長のエンジンへと転換し、成長と分配の好循環を実現することで、持続的な成長へとつなげていくことを目指しており、各施策の具体化が進展している。金融分野については、昨年11月には「貯蓄から投資へ」を促す資産所得倍増プランが策定されたところであり、来年1月からのNISAの抜本的拡充を見据え、本年はその具体化を更に進め、可能な施策から順次実施していくことが求められる。加えて、日本社会のデジタル化（DX）や、グローバルにも投資が求められるグリーン・トランスフォーメーション（GX）、将来の日本経済をけん引するようなスタートアップの育成など、わが国が抱える様々な社会課題の解決に向けて、金融が果たすべき役割は高まっている。国際社会の視点からみれば、本年、わが国はG7の議長国であり、GXなどグローバルな課題の対処へ向け、トランジション・ファイナンスの重要性を訴えるなど指導力の発揮も期待されていると言える。

本調査会では、このように政策の具体化と実施が急務な中であって、2022年9月以降、現下の金融を取り巻く政策課題を幅広く取り上げてきた。議論の内容の範囲や深度に応じて、財務金融部会等と合同での議論や、各論点をより掘り下げて議論するPTを活用し、有識者等との意見交換を踏まえながら、タイムリーかつ丁寧に議論を重ねてきた。

以下では、本調査会でのこれまでの議論を踏まえ、政府において、今後、骨太の方針や成長戦略等に盛り込むべき施策について提言する。はじめに、各政策課題に通底する金融環境への対応として、金融システムの安定の確保と、金融のデジタル化への対応について提言を行い、続いて、PT等で議論を深めてきた各論点に関する提言を行う。このほか、コロナ対応のゼロゼロ融資に係る事業者支援や資産所得倍増プランについて、状況に応じて本提言のとりまとめを待たず政府に対し緊急提言等も行っており、それらを巻末に添付する。

なお、金融を巡る環境は刻々と変化し、また、それが与える影響は金融市場に留まらないことから、本調査会では、引き続き、グローバルな動向を感度高く注視し、必要な対応について継続的に議論を行っていく。

## 1. 総論

### 1-1. 金融システムの安定の確保

世界的なインフレの加速等を背景に、海外主要国の中央銀行は政策金利の引き上げなどを進めてきたが、この過程において資産価格が大きく変動するなど金融市場に不安定な動きが見られ、投資家や金融機関に影響が生じている。昨年11月には海外の大手暗号資産交換所が破綻し、その日本法人における利用者の資産も一時的に凍結状態に置かれた。また、本年3月には米国で複数の銀行が破綻し、その後、市場における信用不安の拡大は欧州での大手金融機関の買収等にまで発展した。

この間、本調査会は政府に対するヒアリングを通じてわが国への影響についてタイムリーに把握するとともに、これらの事象の背景や原因の分析を通じて、わが国金融機関にも同様の事態が生じないか、生じた場合の備えは十分か、政府に対して点検を求めてきた。現在、わが国の金融機関は総じて充実した流動性や資本を有しており、金融システムは総体として安定しているが、政府においては引き続き、金融市場の動向へしっかりと目配りを行うべきである。また、G7財務大臣・中央銀行総裁声明（5月13日公表）では、金融安定理事会（FSB）等が今般の銀行破綻等から得られる教訓の棚卸しを行い、金融システムを強化するために優先的に取組む事項を検討していくことが支持された。政府においてはグローバルな金融システムの強化に向けてFSB等における国際的な議論に引き続き積極的に貢献すべきである。

### 1-2. 金融のデジタル化等への対応

本調査会では、これまでも金融業界におけるデジタル化の取組みを促すとともに、政府に対しては必要な環境整備等を進めることを提言してきた。こうした中で、昨年10月には、銀行・資金移動業者間の相互運用性が確保され、個人間の少額送金の利便性を向上させる「ことら送金サービス」が開始された。同月には銀行間の決済ネットワークである全銀システムの参加資格が資金移動業者にも拡大され、その後、加盟機関の利便性向上と負担軽減の観点から、2025年7月の稼働を目標として、APIを活用した新たな接続方法を開発することが公表されている。また、給与を資金移動業者の口座へ直接支払う、いわゆる給与のデジタル払いが本年4月に解禁され、一段とキャッシュレス決済が進展していくことが展望される。

加えて企業間決済の効率化等の観点から、昨年11月、紙の手形・小切手に対応した全国の手形交換所が廃止され、電子データで手形・小切手の交換を行う電子交換所が設立されるなど、手形・小切手の2026年度までの全面的な電子化の目標に向け、取組みが進められている。また、金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、全銀EDIシステム（ZEDI）の普及に向けた取組みが進められている。本年4月には、本年10月からのインボイス制度の開始を契機に、請求・決済プロセスのデジタル化を進めるための取組みとして、デジタルインボイスの標準仕様に対応する「DI-ZEDI」の策定が行われた。

このほか本年6月までには、昨年成立した改正資金決済法が施行され、いわゆるステーブルコインの発行・流通に向けた道が開かれる。また中央銀行デジタル通貨（CBDC）についても、本年4月に日本銀行によるパイロット実験が開始され、民間事業者の有用な知見や技術も活用しながら、さらに技術的な検証等を進めることとして

いるほか、政府においても同月に有識者会議を財務省が設置し、制度設計の大枠の整理に向けた議論が開始されている。

更に金融と非金融の融合も進みつつある。例えば、一般の事業者が銀行と提携し、銀行の機能をBaaS(Banking as a Service)として活用することで、自らのサービスに金融サービスを組み込んで提供するなど、エンベデッド・ファイナンスの動きもその一例である。

ここ数年の環境整備を踏まえ、本調査会としては、事業者において更なる利用者の利便性の向上と安心・安全の確保を両立する取組みが行われることを期待したい。こうした取組みの中では、デジタル化など新しい様々な技術を適切に取り入れ、金融サービスのイノベーションが活発となることも期待したい。また、政府においては、技術進歩との並走が求められる時代の中で、利用者及び事業者の声に丁寧に耳を傾け、必要に応じて制度整備を行うなど、適切な対応を行うべきである。

## 2. 企業会計に関する小委員会

### 2-1. 背景

企業の将来可能性が市場とのコミュニケーションにより正確に投資家に伝わることで、企業に長期の投資マネーを呼び込み、イノベーションが起きる好循環が生じる。このエコシステムを構築するための改革が岸田政権の掲げる「新しい資本主義」の大きな柱である。

こうした好循環を生み出すためには、企業と投資家との対話の促進や、企業と投資家それぞれにおける自律的な意識改革を通じ、コーポレートガバナンス改革の形式から実質への深化が必要である。

また、国際的には、現在、国際会計基準財団（IFRS 財団）の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）等において、サステナビリティ開示基準に関する議論が進展している。本年前半にも ISSB において気候関連開示基準の最終化が予定され、本年5月、その次の優先アジェンダに関する市中協議が開始されたことを考えれば、国際的なルール形成においても、日本として戦略的に対応することが重要である。

### 2-2. コーポレートガバナンス改革の実質化

我が国においては、これまで、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として、投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードや、企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードの策定・改訂等を通じて、コーポレートガバナンス改革が進められてきた。こうした取組みによって、多くの上場企業において独立社外取締役の選任、指名委員会・報酬委員会の設置が進むなどの一定の進展がみられる。

他方、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促進する観点からは、形式的な体制を整備することのみによってその成果を期待することはできない。今後は、企業と投資家との対話や、企業と投資家における自律的な意識改革の促進を通じて、実効的な解決策が検討されていくことが望ましい。また、併せて、収益性・成長性や、サステナビリティを意識した、「攻めの経営」に取り組むことが重要である。

具体的な取組みとして、特に、投資家との対話の基礎となる企業の情報開示は重要である。そのため、有価証券報告書と事業報告等の重複開示に関する開示の効率化を含め、投資家が必要とする情報を株主総会前に効率的に提供するための方策を検討することが重要である。また、経営状況の把握や投資家の投資判断にあたってタイムリーな情報開示が求められており、企業の適時開示の充実が図られていくことが望ましい。企業による情報開示については、その信頼性を高めるべく、改訂内部統制基準及び実施基準も踏まえて、財務報告に関する内部統制の実効性を向上させることが重要である。

投資家のスチュワードシップ活動の実質化も重要である。資産運用会社におけるリソースの確保に加えて、企業年金等のアセットオーナーが期待される機能を発揮できるよう、運用力を高めるための体制の拡充が必要である。また、企業年金等のアセットオーナーについては、受益者等の理解に資する適切な開示を行うことも必要である。

こうした考え方も踏まえ、本年4月、政府において、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムが策定された。政府においては、取引所等

の関係者とも連携しつつ、取りまとめられた施策を着実に実行に移し、一層のコーポレートガバナンス改革を進めていくことを求めたい。

### 2-3. 国際的なルール形成への関与

IFRS 財団は、気候関連開示基準について、本年前半に最終化を予定している。また、本年5月、ISSBの基準策定における次のアジェンダとして、人的資本、人権、生物多様性、財務とサステナビリティ情報の結合の4テーマについて、その優先順位等に関する市中協議が開始された。

特に、2015年のG20以降議論の積み重ねがある気候関連開示基準については、引き続き日本企業にとっても重要であるため、国際的な議論を踏まえつつ、日本における制度面、運用面での対応を進める必要がある。また、その他の基準についても、わが国の企業の取組みが正当に評価される基準が採用されるべきであり、わが国の産業競争力が不当に不利な状況におかれることが無いようにルール形成に関与する必要がある。こうした重要な局面において、政府においては、企業の開示を通じて資本市場から資金を呼び込む好循環を実現することを意識しながら、真に必要な開示の枠組み整備につながるよう、積極的に意見発信を行うことが必要である。

日本における意見発信を行うための体制として、去年の金融調査会企業会計に関する小委員会提言も踏まえ、昨年7月、政府と民間関係者が連携し、全産業・企業への情報共有、意見集約が定期的に可能なサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が常設された。また、IFRS財団、ISSB等に各レベルの人材を戦略的に送り込み、東京に設置されているIFRS財団アジア・オセアニアオフィスも活用しつつ、情報収集、日本の意向反映に適切に対応できる環境の整備が進められている。こうした体制を基礎としつつ、政府と民間関係者が連携し、日本企業の取組みが適切に評価されるように、より一層戦略的な意見発信を求めたい。

### 3. 資産所得倍増・金融市場 PT

岸田政権の掲げる新しい資本主義の下では、家計のポートフォリオをよりライフプランに適合させていくことなどにより、必要な投資が拡大していくことなどを通じ、金融資産所得を増加させるとともに、投資先となる企業の成長を促進していくことで、家計の金融資産所得が更に増加させるという「成長と資産所得増加の好循環」の実現を目指している。その実現に向け、2022年11月の新しい資本主義実現会議による「資産所得倍増プラン」の決定、同12月のNISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充や恒久化を盛り込んだ税制改正大綱のとりまとめ、2023年3月の税制改正法の成立など、この1年間で大きな進展があった。

「成長と資産所得増加の好循環」を実現するためには、こうした進展にとどまることなく、幅広い金融事業者等が顧客等の最善の利益を勘案した業務運営を行うとともに、国民の金融リテラシー向上を実現していくことが重要となる。資産所得倍増・金融市場 PT においては、こうした制度整備を図る「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」に関して、金融サービスの利用者の観点も踏まえた議論を行い、本年3月、同法案は国会に提出された。政府に対しては、同法案の早期の成立と円滑な施行に向けて尽力することを求めたい。

また、日本の将来を牽引するスタートアップ企業に資金が円滑かつ十分に提供される「大きな流れ」を生み出し、拡大していくことにより、将来の日本経済を支えていく成長産業を育成するとともに、こうした成果を金融資産所得の更なる増加につなげていくことも重要である。このため、資産所得倍増・金融市場 PT においては、取引所による企業価値向上を促す取組や、スタートアップ企業への円滑な資金供給を加速させるための施策について議論を行った。

資産所得倍増・金融市場 PT においては、これまでの議論を踏まえ、金融資本市場の更なる機能強化に向けて、以下を提言したい。

#### 3-1. 資産運用の高度化

国民の安定的な資産形成のためには、家計や企業年金による投資が適切なリターンに繋がるようにすることが重要であり、日本における資産運用を高度化していくことは重要な課題である。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」においては、金融事業者や企業年金に顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき旨の義務を規定することが盛り込まれている。その成立も見据え、個々の金融事業者や企業年金においては、受益者のための運用高度化に向けた取組が期待される。

なかでも、企業年金等のアセットオーナーについては、資産の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、「関係省庁と連携した対話の場」において議論を行い、ベストプラクティスの共有等を通じた運用高度化を図るとともに、スチュワードシップ責任を果たすための運営体制を促すべきである。さらに、企業年金が適切な体制構築をした上で、自らの方針に応じた資産配分や充実した開示を行うことは、安定した年金給付の基盤となるほか、資産運用業の高度化にも資するものであることから、企業年金の運用体制の拡充・高度化や小規模企業年金の合同運用促進の可能性、適切な開示のあり方について検討する必要がある。併せて、

投資された資金が長期的な目線で成果を上げられるよう、運用に携わる各主体がどのような工夫・改善をすることができるか、人材育成も含めて検討すべきである。

また、家計が資産形成を行う際には、投資信託を購入することが選択肢の1つとなるが、その内容・費用に関して、購入時に容易に理解でき、比較しやすくするようにしていくことが重要である。このため、運用体制・内容の情報提供の充実や交付目論見書における総経費率の記載等について対応を進めるべきである。また、こうした金融商品の組成・管理を行う運用会社については、専門人材の適切な活用や顧客目線での商品開発・販売・結果分析を促すことなどを通じて、運用会社のガバナンスやプロダクト・ガバナンスの確保を図ることが重要であることがかねて指摘されている。そのために必要な、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しやルールの整備等に向けて検討を進めるべきである。

加えて、別添2「資産所得倍増プランに向けた緊急決議」の「3. 顧客本位を実現する金融ビジネス」にもあるとおり、従来から本調査会において、資産運用会社や企業年金を含むアセットオーナー等の機能発揮について提言を行ってきた。本年4月26日に開催された経済財政諮問会議においては、こうした提言と軌を一にする形で、「資産運用立国」日本を実現するための「政策プラン」の策定について、岸田総理から発言があった。これらを踏まえ、資産運用の高度化に向けて、金融庁を中心に、関係省庁と一体となって「政策プラン」の立案に早期に取り組んでいくべきである。本調査会資産所得倍増・金融市場 PT においても、資産運用立国に向けた戦略的な議論を進めていく。

### 3-2. 金融経済教育と顧客本位の業務運営を両輪とした資産形成支援

国民がそれぞれのライフプランに合った金融商品やサービスを適切に選択し、安定的な資産形成を行うためには、金融リテラシーの向上を図ることが重要である。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立後には金融経済教育推進機構（機構）が設立されることが予定されている。機構においては、金融リテラシーマップも踏まえ、安定的な資産形成にとどまらず、金融商品を巡るトラブルや詐欺の未然防止、家計管理、生活設計、適切な金融商品の利用選択等の幅広い内容について、年金に係る教育とも連携しながら、金融経済教育を提供していくことが求められる。このため、機構においては、関係省庁や地方自治体等と緊密に連携し、学校や企業等の場において、効率的・効果的な取組を行っていくことが期待される。教材・コンテンツの作成にあたっては、専ら投資ありきと受け取られるような内容にならないよう工夫を行うとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて様々な情報があふれる中、こうした情報が国民にどう受け止められているか等も確認していくことにより、長期・積立・分散投資の有効性を含め必要な金融知識を正確に身に付けてもらうことが重要である。個人の行動変容を促す観点からは、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援を通じて、個人が良質なアドバイスを利用できるための環境を整備することも重要である。併せて、広く国民に訴求するための効果的な広報戦略を展開するべきである。

こうした極めて重要な取組を国全体として中立的な立場から実施していく機構の設立及び速やかな業務運営の開始を実現するためには、その運営体制の整備や設立・運営経費の確保に関して、政府・日本銀行に加えて、金融業界を含む民間団体も積極的に貢献すべきである。

国民の安定的な資産形成を実現するためには、金融機関による顧客本位の業務運営を推進することも欠かせない。金融機関による顧客の最善の利益を勘案した金融サービスの提供や、デジタル技術等も有効に活用した金融商品に係る利益相反や各種コストのより分かりやすい開示・説明を確保していくことが重要である。金融経済教育と顧客本位の業務運営を両輪として推進することによって、国民の安定的な資産形成のための環境を整備することが必要である。

### 3-3. 魅力的な投資対象となる企業等を増やすための取組

約 400 万社ある日本企業から選ばれた約 0.1%にあたる上場企業には、経済成長の担い手として、広く投資家から資金を集め、中長期的な視点も踏まえながらあるべき利益を追求し、企業価値を大きく向上させることにより、国民に大きな成長の果実を還元することが期待されている。こうした観点から、企業価値向上を促すための取組として、近年様々な取組が行われている。コーポレートガバナンス改革においては、自社株買いや増配のみの対応などの一過性の対応にとどまらない、上場企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、上場企業に対し、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応や株主との建設的な対話を促していく必要がある。2022 年 4 月の東京証券取引所（東証）の市場区分の見直しについては、東証において、経過措置の円滑な終了に努めるとともに、継続的に、上場企業としてふさわしくない企業の退出を促し、経済成長の担い手が存在する場としての健全な新陳代謝を機能させることも重要である。適切な新陳代謝の実現により、監査などのリソースを有効に活用して、上場企業の情報開示の信頼性を維持しつつ、建設的な対話を通じた企業価値向上に向けた取組を促す環境整備を進め、日本における上場企業への投資やその成長を支えるエコシステムの高度化を図っていくべきである。

国民が投資を行う際、分散投資を行うことは重要である。一方、投資家の中には米国株から構成される S&P500 などの指数が日本株指数より中長期的により上昇していることから、米国株が投資先としてより魅力的であるとの見解もある。投資家が投資先を世界中から選ぶことができる中、上場企業の企業価値向上等を通じたリターンの増加を促すことを通じて日本株への投資の魅力が高められるよう、日本取引所グループにおいて、TOPIX のあり方や新指数の検討など、日本株指数についての検討を進めるべきである。

また、投資単位が高い、いわゆる値嵩株に関しては、2022 年 10 月の東証の要請にもかかわらず、株式分割等を実施していない企業に対して、フォローアップを行い、対応を促すとともに、諸外国の状況を踏まえ、現状 5 万円～50 万円が目安とされている投資単位の水準の引下げの必要性について、経済界・市場関係者とともに実務上の課題・論点について検討するなど、東証において個人投資家が投資を行いやすい環境整備を進めるべきである。

### 3-4. スタートアップ支援

我が国の経済成長の原動力となるスタートアップ企業への資金供給は増加しているものの、米国と比べて大きな規模の差が存在している。これまで、特定投資家となりうる個人投資家の範囲の弾力化を含む特定投資家制度の整備、株式投資型クラウドファンディング制度の見直し、IPO プロセスの見直し、ディープレック企業を対象とする上場審査の見直し、グロース市場へのダイレクトリスティングの導入等の取組が

行われてきたところである。機関投資家をはじめとする投資家が様々なステージのスタートアップ企業に対して円滑な資金供給を行う「大きな流れ」を作るためには、こうした制度整備を積み重ねていくとともに、プレイヤーである投資家の市場への参入や目利き力等の向上を促すという両輪が必要である。

前者の、制度整備の観点からは、スタートアップ企業における円滑な資金調達ニーズや従業員を含む株式保有者の換金ニーズに応えるため、非上場株式のプライマリ市場、セカンダリー市場の双方において、取引を活性化するための取組が重要となる。

プライマリ市場については投資信託への非上場株式の組入れ解禁、国内外の投資を呼び込むためのVC（ベンチャーキャピタル）ファンドの公正価値評価の推進に取り組むべきである。また、株式投資型クラウドファンディングでの資金調達は年間で1億円未満とされていたところ、株式投資型クラウドファンディングと特定投資家私募制度を併用することで、1億円以上の資金調達を行うようにできるよう検討を進めるべきである。一般投資家も含める形でのスタートアップ企業への資金供給を促進していくためには、適正な開示・情報提供を通じて多様な者による評価を可能とし、投資に関するリスク・リターン等が明らかになるようにするとともに、適合性の原則の遵守など適切な勧誘によって、投資詐欺の防止や適切な投資判断が確保されている必要がある、少額募集のあり方を含め、資金調達のあり方について検討を行うべきである。

セカンダリー市場については、非上場企業の株式の特定投資家向けセカンダリー取引の活性化に向けた取組が進められている。PTS（私設取引システム）に関しても、非上場企業が発行者となっている特定投資家向けの株式の取引のみを取り扱うなど、多様な事業形態が考えられるようになってきている。こうした取引や新たな事業者の参画を促すため、特定投資家向けの株式のみを取り扱うPTSに合わせた監督指針の内容の見直しや事業の特性に応じた資本金等の要件の緩和といった非上場企業の株式取引の仲介のあり方の検討を進めることが重要である。

後者の、市場参加者の拡大やその運用力の向上の観点からは、例えば、特定投資家について、政府をはじめとして、経済・金融関係諸団体などの関係者による、企業幹部やOB・OG、エンジェル投資家の参加拡大への取組みが求められる。また、最近、コーポレートベンチャーキャピタルの設立が増加するとともに、運用資産規模の大きい国内の金融機関やアセットオーナー等が、ポートフォリオ分散やリスクプレミアム獲得等の観点から、VCへの投資など、オルタナティブ投資を拡大する動きがあるが、専門人材の不足や運用ノウハウが課題として指摘されている。こうした人材、運用、評価に関する知見やノウハウを蓄積させていくための取組も進めていく必要がある。

更に、後述する銀行グループなどによるスタートアップ支援の取組み（6. 地域金融機能強化 PT P18 参照）などと合わせて、一層の資金供給の増加を実現していく。

## 4. デジタル通貨特別 PT

### 4-1. これまでの成果

本調査会は、中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）について、2020年に「政府・日銀は一体となって、CBDCについて、より具体的な検討を直ちに開始すべき」との提言を行うなど、累次にわたって提言を実施してきた。さらに、デジタル通貨特別 PT を設置して、2022年6月以降、CBDCに関するヒアリングや議論を行ってきた。

こうした状況の下、日本銀行は、2020年10月に公表したCBDCに関する取り組み方針に沿って、2021年度にかけて概念実証（フェーズ1）を実施し、CBDCの基本機能に関する検証を行った。その上で、2022年度にかけて概念実証（フェーズ2）を実施し、保有額や取引額に対する制限、ユーザーによる送金指図の予約、1ユーザーへの複数口座の提供といった周辺機能の技術的な実現可能性等について検証を行った。さらに、2023年4月からはパイロット実験を開始しており、実験用システム（中央システムから、仲介機関ネットワーク、仲介機関システム、エンドポイントデバイスまでを一体的に実装するもの）を構築し、エンドツーエンドでの処理フローの確認や、外部システムとの接続に向けた課題・対応策の検討を行うこととしている。また、民間事業者の有用な知見や技術を活用するため、CBDCフォーラムを設置し、リテール決済に関わる民間事業者との間で幅広いテーマの議論・検討を行うこととしている。同時に、この間の取組については、日本銀行と財務省・金融庁及び民間事業者からなる連絡協議会等において定期的な情報共有や意見交換がなされてきたところである。

また、政府においては、予定どおり2022年度までに日本銀行による概念実証が終了したことを踏まえ、本年4月より、日本銀行や金融庁がオブザーバー参加する「中央銀行デジタル通貨に関する有識者会議」を財務省が設置し、有識者において、制度設計の大枠の整理に向けた議論を開始したところである。

一方、諸外国の動向を見ると、米国ではFRBが2022年1月にCBDCの便益やリスク等を整理した市中協議ペーパーを公表した他、2022年9月には財務省等の関係省庁が報告書を公表し、この中で財務省を中心とした省庁横断的な作業部会での検討推進等を提言している。また、欧州（ユーロ圏）では、ECBは2021年秋よりデジタルユーロに関する調査フェーズを実施しているところであり、2023年秋には実現フェーズへの移行について判断するとしている。一方、中国では、対象地域を拡大しつつ、デジタル人民元のパイロット実験を実施している。

### 4-2. 今後の検討課題

CBDCについては、今後とも、民間事業者との連携、決済システムの高度化等の観点から、米国や欧州などの諸外国の検討状況を踏まえつつ、政府・日本銀行が一体となって準備を整えていくことが不可欠である。まず、日本銀行は、CBDCフォーラムにおける民間事業者との議論・検討や実験用システムの構築・検証を開始し、パイロット実験を着実に進めるとともに、そうした進捗状況等について、連絡協議会等において関係者と定期的に情報共有を図っていくべきである。一方、政府においては、まずは財務省に設置された「中央銀行デジタル通貨に関する有識者会議」において、現場からの意見も聞きつつ、制度設計の大枠に関する議論を行い、年内を目途に取りまとめを行うべきである。その上で、政府・日本銀行は、有識者会議の議論、概念実証の結

果やパイロット実験の進捗を踏まえて制度設計の大枠を整理すべきである。制度設計の大枠においては、民間事業者と日本銀行の役割分担のあり方（垂直的共存）、CBDCと他の決済手段との役割分担のあり方（水平的共存）、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について基本的な考え方や必要に応じて考えられる選択肢等を明らかにすべきであり、これに基づき発行の実現可能性や法制面の検討を進めるべきである。本調査会デジタル通貨特別 PT においても、引き続き、政府・日本銀行の検討状況を把握し、戦略的な議論を進めていく。

## 5. GX・国際金融都市 PT

### 5-1. 国際金融都市の実現に向けた近年の取組みと評価

近年のアジアにおける地政学的動き等の状況を受けて、2020年6月より、外国人労働者等特別委員会・金融人材等の高度人材受入れ PT において議論を重ね、同年9月に緊急提言がとりまとめられた。緊急提言の内容は、同年12月に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」にも盛り込まれ、税制上の措置、在留資格の利便性向上、海外金融事業者に関する事前相談・登録手続・監督を全て英語で行う「拠点開設サポートオフィス」の設置といった、海外金融事業者の参入促進に係る政府一体の取組みが進められた。

加えて、2022年の金融調査会の提言においては、我が国が、国内外の資金を成長分野へと繋ぐ国際金融センターとして、持続可能な経済成長を牽引する魅力あるマーケットを構築していくため、従来からの海外金融事業者の参入促進策の充実に加え、魅力ある日本市場の構築も必要との考えに基づき、サステナブルファイナンスの推進やスタートアップの育成・支援の必要性等を提起した。

こうした取組みを通じて、これまで、英語による対応で資産運用会社等の登録や届出が新たに22件完了するなど、一定の成果をあげている。また、地方自治体においても、東京、大阪や福岡においても、独自の取組みが進められており、実際に海外から日本に参入する金融事業者も多数現れている。他方で、これまでの一連の取組みに満足すべきではなく、今後は、より一層の政策のスケールアップを求めている。

### 5-2. GXの状況

#### 5-2-1. 日本の状況

2023年2月にGX基本方針が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、徹底した省エネの推進やGX経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入などの方針が決定され、関連施策の実現に必要な「GX推進法」についても、2023年5月に成立したところである。

特に金融分野においては、カーボンニュートラルに向けて10年間で150兆円のGX投資が必要とされており、これに向けた「新たな金融手法の活用」が掲げられている。足もとの脱炭素関連投融資は約4.8兆円となっており、GXの実現に向けて、これを3倍以上に拡大していく必要がある。

#### 5-2-2. 世界・アジアの状況

世界においては、サステナブルファイナンスの規模は35.3兆ドルといわれており、国際エネルギー機関(IEA)の推計では、パリ協定の目標達成のために世界全体で現在の4倍程度の投資が必要であるとされているなど、設備投資や技術開発に官民合わせて巨額な投資が必要となる。

アジアのエネルギー分野においては、カーボンニュートラルの達成に向けて0.86~1.23兆ドルの投資が必要と推計されており、毎年約0.4兆ドルの資金が不足しているとされている。

### 5-2-3. 今後実行していくべき方策

#### (1) 国際金融都市としての更なる日本の地位向上を目指す

従来から指摘されている通り、我が国には、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等に強みが有り、特に、海外では家賃等を含めた生活物価の急上昇が見られる国もある中、相対的に我が国で生活することの魅力が高まっている。また、大きな実体経済や株式市場、約 2000 兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。こうした強みを踏まえ、国際金融センターとしての日本の地位を更に高めていくためには、海外金融事業者を含め、日本でのビジネス機会を拡充していく必要がある。

もちろん、これまでの取組みにより、海外資産運用業者の日本拠点設立に関しては一定の成果をあげたところであるが、今後は、従来の目標であった、海外金融事業者の参入促進や魅力ある日本市場の構築に加え、資産運用を国の産業の一つの柱にしていくことも見据え、総理のリーダーシップの下、政府一体として、大胆な施策を実行していくことを求めたい。

具体的には、第一に、金融資本市場の活性化が挙げられる。まず、日本企業の企業価値向上に向けては、コーポレートガバナンス改革をより一層推進していくべきである。本年 4 月に策定されたアクション・プログラムに基づき、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組みの実施を求めたい。また、世界標準と異なる民間慣行の是正や新興資産運用業者の育成支援等により、日本の資産運用市場を世界の優れた金融サービスに開きつつ、日本の運用力について世界をリードするレベルに引き上げていくことが望ましい。加えて、インベストメントチェーン全体の高度化の観点から、アセットオーナーの意識改革（PRI 等の国際的なネットワークへの参画も含む）も重要であり、金融庁や厚生労働省等の関連省庁においては、共同での取組みを求めたい。

第二に、ビジネス環境整備として、税制については、クロスボーダー投資の活性化に向けたファンドを介する投資における租税条約の適用の課題や、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフットィングによる我が国金融機関の国際競争力強化の課題をはじめとして、必要な見直しに向けた対応を行っていく必要がある。加えて、「拠点開設サポートオフィス」の機能強化や海外金融事業者向けの支援プログラムも拡充を求めたい。また、新たに信用保証制度等の対象に資産運用業者等を追加し、支援を拡充していくことも重要である。

第三に、こうした施策を効果的に国内外に情報発信していくことも非常に重要である。海外主要メディアや SNS を通じた積極的なプロモーション活動に加え、政府ハイレベルによる世界各地で日本の魅力を伝えるロードショーや、海外の金融事業者を集中的に日本に招聘するイベントの開催等を強力に実施していくことを求めたい。こうした情報発信をより効果的・効率的に行い、国際金融センターとしての日本のブランド価値を高めていく観点から、国と自治体、さらには自治体間での連携を強化していくべきである。

#### (2) 資産運用立国に向けた政策プランの策定

資産運用ビジネスは、インベストメントチェーンの中で、資金の出し手と投資を繋ぐ重要な役割を担っており、国際金融センターにとっても重要な位置を占める。同時に、資産を運用する側のレベルアップは、岸田政権の看板施策である「資産所得倍増」を推進していく観点からも欠かせないものである。こうした点を踏まえ、本年 4 月 26

日に開催された経済財政諮問会議において、岸田総理から「資産運用立国」日本を実現するために、「政策プラン」を策定するよう発言があった。2000兆円の家計金融資産を開放し、世界レベルでの競争を勝ち抜くことのできる資産運用業の育成を実現し、アセットオーナーの運用高度化の取組みとともに、資産運用業が持続的成長に貢献するような実効性のある政策プランの立案を、金融庁を中心に、関係省庁と一体となって行っていくべきである。

### (3) 社会課題解決を成長に結びつけるための国際的な投資センターを目指す

2000兆円の家計資産に加えて、特にアジア地域での膨大な資金需要が見込まれるGXに向けた動きも、日本を世界に冠たる国際金融センターに押し上げる大きなビジネスチャンスとなりうる。昨年の提言においても、サステナブルファイナンスの推進を掲げたところであるが、足もとのGXの状況も踏まえ、取組みを更に加速させていく必要がある。

#### ① 国内における取組み

世界のGX資金を日本に集約するためにも、まずは国内においてサステナブルファイナンスの推進を加速し、GXにかかる資金の量と質を拡大していくことが重要である。

社会全体のGXを達成するためには、金融機関・投資家が投融資先の企業と対話し、GXに向けて努力する企業に適切な資金提供が行われることが必要である。金融庁において、金融機関等のGXに向けた取組に資するガイダンスを作成し、こうした対話を促すことが重要である。貿易決済におけるデジタル化を促進するとともに、その過程で集約される企業の取引情報を活用し、対話の前提となるCO2排出量の見える化についても、サプライチェーン・ファイナンスと組み合わせ、関係省庁と協力の上、事業者負担にも配慮しながらしっかりと取り組んでいくべきである。特にサプライチェーン・ファイナンスは新しいファイナンス形態として成長可能性を秘めており、その活用に関して積極的な検討を行うべきである。

近年市場では、収益性の確保とともに社会的課題の解決を目指したインパクト投資が話題となっている。インパクト投資の推進にあたっては、国際団体等とも連携して、投資要件等を取りまとめた基本的指針を作成するとともに、事例・ノウハウの集約や国際発信をおこなうためのコンソーシアムを設置することで、GXなど社会的課題の解決に貢献する日本企業へ内外の資金を呼び込むことが重要である。インパクト投資を含め、リスクの高い資金の必要なスタートアップに対しては、銀行等の融資のみならず、公的な資金なども組み合わせ、いく必要がある。

ESG投資の透明性・公平性向上も欠かせない。ESG性の評価を行っている外部評価機関の信頼性確保等を目的として、金融庁において「ESG評価機関の行動規範」が策定された。事業者に対して行動規範への賛同を呼びかけ、これを実効性のあるものとする必要がある。同様に、環境配慮をうたいながら実際は事実と異なる（グリーン・ウォッシュ）ESG関連投資信託についても、資産運用会社における適切な運用プロセスの構築・明確化等を促すため、金融庁において定めた監督指針によって適切な監督を求める。こうした取組みを通じ、国際社会に通用するよう、日本市場の健全性を高めていくべきである。

市場環境の整備と併せて、人的資本を含むサステナビリティ情報の開示について日本がリーダーシップを取っていくことが重要である。我が国では、本年3月期決算から、有価証券報告書においてサステナビリティ情報に関する考え方及び取組みの開示が適用されている。また、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）において進められているサステナビリティに関する開示基準の策定に向けた議論に参画し、引き続き意見発信を行っていくことが重要である。生物多様性・自然資本にかかる開示に向けたTNFDにかかる国際的な動きも活発化しており、日本としても積極的に関与していくべきである。

更に、今年度中には東京証券取引所において、カーボン・クレジット市場の開設が予定されている。世界に目を向ければ、カーボンプライシングが先行して導入された国・地域においては、排出権取引市場が発達しており、カーボン・クレジットについても取引所が立ち上がってきている。日本でも今年度からGXリーグが開始され、カーボンプライシングの法制化も進み、カーボン・クレジット市場発展への機運が高まっている。取扱商品の拡大を早急に行い、内外の事業者の参入を促すとともに、海外の市場とも連携していくことで、世界に冠たる国際取引市場となるよう、政府一丸となって取り組んでいくべきである。これにより、高い排出削減技術を持つ日本企業がクレジットの創出・取引を収益源として活用するビジネスの展開も期待される。

併せて、脱炭素化に伴う市場構造の変化に際して、日本企業の強みが適切に評価されるような環境整備を進めることで、内外の成長資金を我が国企業に円滑に供給し、産業競争力の強化・経済の成長につなげていくことが重要である。

## ② 国際発信とアジアにおけるGX金融ハブ等の形成

GXに必要な多額の資金需要に応えるためには、日本が提唱するトランジション・ファイナンスが有用である。本年は日本がG7やASEAN+3の議長国を務める、国際発信にとってはチャンスとなる年であり、このトランジション・ファイナンスをアジア・世界に広げるため、様々な機会において、重要性を訴えていくことを強く期待する。

また、アジアのGX資金需要を取り込むとともに日本の金融機関のプレゼンスを拡大するため、ASEAN諸国等との緊密な連携を図りつつ、データ、人材、案件開発などを施策パッケージとして打ち出し、国際的にも発信を行っていく必要がある。

サステナブルファイナンスの進展には、足元で行われる様々なESG投資の情報を集約・可視化し、データを整備していくことが前提にもなる。日本取引所グループが、グリーンボンドやトランジションボンドの発行情報等を提供する、ESG投資についての「情報プラットフォーム」を昨年立ち上げたところであるが、更に企業データ、取引データの充実を図り、ESGデータの質と量の拡大を図っていく必要がある。また、海外のデータを取り込むなどして、国際金融センターとしての日本のプレゼンスを拡大していく。

人材については、FinCity.Tokyoや自治体とも連携を図りながら、民間における資格制度の創設や高等教育機関等におけるサステナブルファイナンスの講座の設置など、アジアの金融機関／当局向けにも人材育成の支援を行い、それが日本のプレゼンス拡大や収益の増加、また国際金融都市機能の拡充につながるよう、取り組んでいく必要がある。

案件開発については、特にトランジション・ファイナンスにおいて様々な枠組みの設定がおこなわれており、官民が業種を問わず横断的に連携をし、世界に先駆けてアジアのGX案件を組成していくことが期待される。

## 6. 地域金融機能強化 PT

### 6-1. 現状認識

コロナの感染拡大から3年が経過し、社会経済は正常化に向かいつつある中、金融機関においては、本年3月に本調査会として決議をとりまとめた通り、事業者支援に万全を期すことに加え、地域の社会経済が抱える構造的な課題へ対応し、地域経済・地域企業を今一度成長軌道に乗せていくための取組みが求められる。

特に、地域経済の新たな成長エンジンとなり得るスタートアップについては、地域にビジネスアイデアはあっても、実際に事業として結実させることは容易ではない。金融機関には、ヒト・モノ・カネ・情報といった様々な面からの支援が期待されている。

また、特に地方部を中心に人手不足・後継者不足が深刻化しているほか、デジタル化を通じた更なる生産性向上を実現するためのデジタル人材へのニーズが高まっている。金融機関には、地域内外のネットワークを活かし、人材マッチング等によってこうした人材面の課題解決を支援することにも期待が寄せられている。

他方、地域金融機関を取り巻く経営環境は、長引く低金利、人口減少など厳しい状況が続いている。預貸率が趨勢的に低下し、低収益性が指摘される中、地域金融機関において、スタートアップ支援や人材マッチング支援など預貸以外のビジネスを収益に十分貢献できるよう成長させていくことは、地域金融機関における持続可能なビジネスモデルを構築していく観点からも望ましい。

こうした問題意識の下、本 PT においては、金融機関によるスタートアップ支援と人材マッチングの取組状況と課題についてヒアリングを実施したところ、関係者からは、以下のような声が聞かれている。

#### (スタートアップ支援)

- ・ 現状、IPO を行う企業の約7割が東京に所在するなど、地方のスタートアップ創出には課題が多い。
- ・ 今後、地方のスタートアップ創出に向けては、特に地方大学発ベンチャーや、東京のスタートアップによる地方での事業展開支援、地方のスタートアップコミュニティ育成など、地域金融機関が果たす役割は大きい。
- ・ こうした支援促進に向けては、成長に時間を要するスタートアップへの支援策の拡充や、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に依存しない融資の促進、地域金融機関における支援能力の向上が必要。

#### (人材マッチング)

- ・ 賃上げとも相まって、地域の人手不足感は強い。また、いわゆる団塊世代からの世代交代が本格化する一方で、経営を任せることのできる人材が社内に育っていないとの問題意識を抱える事業者が増えている。
- ・ 他方で、事業の先行きの不透明性が高い状況においては、プロジェクト単位での活用ができる兼業・副業の形で外部人材の知見を取り入れたいというニーズも高まっている。

- ・ 電子帳簿保存法やインボイス制度への対応を契機に、地域企業がデジタル化を進める機運に高まりがみられる一方で、デジタル人材は高収入が見込める都市部に偏重しており、地域内のみで人材ニーズを満たすことは困難。
- ・ 初めて外部人材を活用しようとする事業者では、組織や人事等の社内制度を整備する必要があるケースが多く、一つの大きなハードルになっている。

## 6-2. さらなる支援の強化

### (スタートアップ支援)

政府においては、これまで金融機関によるベンチャービジネス会社に対する出資について、銀行法改正などの規制緩和を進めてきた。今後、地方で新たなビジネスを創出していくためには、地域金融機関による地方のスタートアップ支援の取組みをさらに促進していくべきである。具体的には、

- ・ 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なベンチャービジネス会社の範囲を拡充するための要件緩和を進めること
- ・ スタートアップ等が、不動産等の有形資産担保や経営者保証等がなくとも、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を早期に実現すること
- ・ また、そうした制度の活用を含め、ベンチャーデット等、スタートアップ等への円滑な資金供給につながる金融機関の体制・運用などの実務上の工夫を促すこと
- ・ 地域金融機関によるスタートアップ支援の事例を共有する等、支援ノウハウの向上を図ること
- ・ 「スタートアップ育成5か年計画」<sup>1</sup>など政府の各種施策と地域金融機関が連携を深めていくこと

などの取組みを進めていくべきである。

### (人材マッチング)

政府においては、金融機関等による人材マッチングを支援する施策を推進しており、内閣府「先導的人材マッチング事業」では事業開始から約4,800件(うち令和4年度:約2,500件)の成約実績が出ている。また、金融庁「地域企業経営人材マッチング促進事業」でも、地域経済活性化支援機構(REVIC)に設けられた人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」を通じたマッチング事例が出始めている。

今後は、これまでの支援を単に継続するだけでなく、地域経済の成長を支えていく上での課題・ニーズに対応した更なる後押しを行うべきである。具体的には、

- ・ 成長を支えるデジタル人材のマッチングや初めての外部人材の採用に対し、給付金の拡充等を通じて一層の後押しを行うこと
- ・ 地域の中小企業におけるデジタル人材確保のため、レビキャリアへの登録人材の裾野を拡大するとともに、研修・ワークショッププログラムを拡充すること
- ・ 地域企業の多様な人材ニーズを満たせるよう、兼業・副業も含めた幅広い人材マッチングを推進すること
- ・ レビキャリア制度の周知・広報を徹底し、現場への浸透を図ること

などの取組みを進めていくべきである。あわせて、地域金融機関が地域企業のDX化を支援することを更に後押しする取組みを進めていくべきである。

<sup>1</sup> 例えば、「スタートアップ・エコシステム拠点都市(8都市)」などの施策が盛り込まれている

## 【参考】開催実績

### <調査会本体>

- 2022年9月29日（木）  
[幹部会]
1. 今後の進め方について
  2. 経済対策等について
- 2022年10月4日（火）
- 事業者に対する金融支援の強化に向けてのヒアリング
- ・小嶋 光信 両備ホールディングス株式会社代表取締役会長
  - ・上西 伴浩 株式会社帝国データバンク情報統括部長
  - ・城南信用金庫
  - ・日本政策金融公庫
- (質疑対応：バス交通懇話会、全国ハイヤー・タクシー連合会、  
全国旅館政治連盟)
- 2022年10月13日（木）  
[財務金融部会との合同会議]
- 総合経済対策（財務金融分野）に関する重点事項（案）について
- 2022年10月18日（火）  
[財務金融部会との合同会議]
- 資産所得倍増プランについて
- 2022年10月28日（金）  
[財務金融部会との合同会議]
- 資金決済についてのヒアリング
- ・厚生労働省
  - ・一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク
  - ・株式会社ことら
- 2022年11月9日（水）  
[財務金融部会との合同会議]
1. 令和4年度第二次補正予算（案）（財務金融部会関係）について
    - ・財務省
    - ・金融庁
  2. SMBC 日興事案について
    - ・金融庁
  3. 仕組債について
    - ・金融庁
- 2022年11月15日（火）  
[財務金融部会との合同会議]
- 金融教育に関するヒアリング
- ・日本銀行金融公報中央委員会  
上口 洋司 事務局長 野見山 浩平 事務局次長
  - ・東京学芸大学附属高等学校  
栗原 智美 氏
- 2022年11月16日（水）  
[デジタル社会推進本部  
web3PTとの合同会議]
- FTXをめぐる情勢について
- ・金融庁
- 2022年11月24日（木）  
[デジタル通貨特別PT  
との合同会議]
- 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する日本銀行の取組状況  
について

2022年11月24日（木） 〔財務金融部会との合同会議〕	資産所得倍増プランに向けた緊急決議（案）について
2023年2月3日（金）	現在の資金繰り状況等についてのヒアリング ・山下 春幸 一般社団法人日本飲食団体連合会副会長 ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
2023年2月7日（火） 〔デジタル社会推進本部 デジタル人材育成PTとの 合同会議〕	デジタル人材育成の取り組みについて ・株式会社フォーバル ・株式会社三菱 UFJ 銀行
2023年2月7日（火） 〔幹部会〕	今後の進め方について
2023年2月16日（木） 〔資産所得倍増・金融市場 PTとの合同会議〕	1. 資本市場に関する制度改正の検討状況及び市場インフラの 機能向上について 2. 経済安全保障法制（特定社会基盤役務の安定的な提供の 確保に関する制度）について
2023年3月3日（金） 〔財務金融部会との合同会議〕	1. 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（法案審査） 2. 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、 株式等の振り替えに関する法律等の一部を改正する法律案（法 案審査）
2023年3月7日（火） 〔幹部会〕	事業者支援に関する決議案について
2023年3月10日（金）	事業者支援に関する決議案について
2023年3月16日（木） 〔財務金融部会との合同会議〕	シリコンバレーバンク等について
2023年3月24日（金） 〔内閣第一部会、財務金融部 会との合同会議〕	議員立法「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資 金の活用に関する法律の一部を改正する法律案」について（法 案審査）
2023年5月12日（金） 〔幹部会〕	金融調査会提言案について
2023年5月16日（火）	1. 欧米の金融情勢等について 2. G7 新潟会合の結果報告について 3. 金融調査会提言2023（案）について

## <企業会計に関する小委員会>

- 2022年8月4日（木） 1. サステナビリティ情報の開示について
- ・金融庁
  - ・サステナビリティ基準委員会（SSBJ）
2. 資産所得倍増計画について
- ・日本証券業協会
  - ・投資信託協会
  - ・日本取引所グループ
- 2022年10月26日（水） 開示・会計・監査等をめぐる諸課題について
- 2022年11月24日（木） サステナビリティ基準情報の開示についてのヒアリング
- ・小森 博司 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）理事
  - ・渋谷 健 シブサワ・アンド・カンパニー代表取締役
- 2022年12月7日（水） 四半期開示、内閣府令の改正案（サステナビリティ開示等）について
- ・金融庁
  - ・井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント株式会社  
執行役員統括部長  
チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
  - ・松本 正義 関西経済連合会会長
  - ・井上 隆 日本経済団体連合会専務理事
  - ・小倉 加奈子 公認会計士
- 2022年12月21日（水） 監査法人のガバナンス・コード等について
- ・金融庁
  - ・日本公認会計士協会
  - ・八田 進二 青山学院大学名誉教授
- 2023年3月9日（木） 当面の課題及び、今後の進め方について
- 2023年3月22日（水） サステナビリティ開示に関する国際基準の動向について
- 2023年4月5日（水） 企業年金及びコーポレートガバナンス改革について
- ・五藤 智也 マーサージャパン株式会社  
ウェルスコンサルティング本部代表
  - ・大場 昭義 日本投資顧問業協会会長
- 2023年4月12日（水） コーポレートガバナンス改革について
- ・神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授
  - ・川北 英隆 京都大学名誉教授
  - ・青 克美 株式会社東京証券取引所常務執行役員
  - ・金融庁

### <資産所得倍増・金融市場PT>

2023年2月16日（木） 1. 資本市場に関する制度改正の検討状況及び市場インフラ  
[金融調査会本体との 合同会議] の機能向上について  
2. 経済安全保障法制（特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度）について

2023年4月6日（木） 金融経済教育の実施状況について  
・川口 由美 日本証券業協会 金融・証券インストラクター

2023年4月11日（火） 資産所得倍増プランの実現に向けた金融資本市場の整備  
1. 資産運用の高度化  
・大海 太郎 タワーズワトソン株式会社代表取締役社長  
2. 資産所得倍増プランを踏まえた取引所の取組  
・東京証券取引所  
3. スタートアップ支援  
・金融庁

### <デジタル通貨特別PT>

2022年11月24日（木） 【金融調査会・デジタル通貨特別 PT】  
[金融調査会本体との 合同会議] 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する日本銀行の取組状況  
について

2023年2月16日（木） 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する日本銀行の取組状況  
について

2023年4月28日（金） 1. 中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取組状況  
2. 中央銀行デジタル通貨に関する財務省の取組状況

### <GX・国際金融都市PT>

2023年4月5日（水） GX・国際金融センターについてのヒアリング  
・村上 由美子 MPower Partners General Partner  
・ブラックロック・ジャパン株式会社

2023年4月25日（火） 1. 金融庁における国際金融センターやGXにかかる政策について  
・金融庁  
2. 持続可能な成長推進のエンジン役となる国際金融センターの機能発揮について  
・中曾 宏 一般社団法人東京国際金融機構代表理事 会長

<地域金融機能強化PT>

2023年2月27日（月） 事業者に対する金融支援に関する専門家ヒアリング  
・TKC全国会

2023年4月26日（水） 地域金融機関によるスタートアップ支援と人材マッチング支援  
「スタートアップ支援について」  
・株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ  
・浜松いわた信用金庫  
「人材マッチング支援について」  
・株式会社北海道共創パートナーズ  
・株式会社 YM キャリア